

# 総務建設常任委員会

平成27年3月13日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年3月13日（金） 午前9時30分 開会  
午後2時20分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	西川	朗
委員	内野	悦子
〃	岡本	吉司
〃	吉村	優子
〃	阿古	和彦
〃	赤井	佐太郎
〃	下村	正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	川村	優子
〃	増田	順弘
〃	白石	栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	杉岡	富美雄
企画部長	吉村	孝博
人事課長	下村	喜代博
〃 主幹	吉川	正人
企画政策課長	米井	英規
情報推進課長	松村	昇道
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
〃 補佐	吉村	雅央
〃 補佐	米田	匡勝
〃 補佐	吉村	浩尚
税務課長	西村	圭代子
市民生活部長	芳野	隆一

保険課長	中 嶋 卓 也
都市整備部長	生 野 吉 秀
〃 理事	土 谷 宏 巖
建設課長	石 田 勝 則
〃 主幹	木 村 喜 哉
〃 補佐	竹 本 淳 逸
都市計画課長	松 村 吉 章
産業観光部長	河 合 良 則
農林課長	池 原 博 文
〃 補佐	芝 浩 文
〃 補佐	吉 村 和 則
商工観光課長	岸 本 俊 博
教育部長	田 中 茂 博
教育総務課長	西 川 信 明

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明
〃	谷 口 亜 耶

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 議第 6 号 葛城市行政手続条例の一部を改正することについて
- 議第 7 号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 議第 1 2 号 葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについて
- 議第 1 5 号 平成 2 6 年度葛城市一般会計補正予算 (第 5 号) の議決について

#### 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**西井委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日、若干暖くなってまいりましたが、この間からの寒さで、皆さん方大変であったと思います。また、本日、委員会を招集させていただきましたところ、全員参加してもらいましてありがとうございます。会議をスムーズに運営できるよう、皆さん方の協力をお願いいたしまして、招集者としての挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

委員外議員の出席は、増田議員、白石議員、川村議員でございます。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。

一般の傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

**西井委員長** なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、議第4号並びに議第6号の審査におきまして、教育委員会及び市民生活部から会議に出席したい旨の申し入れがございましたので、副委員長とも相談させていただき、これを許可しておりますので、申し添えしておきます。

初めに、議第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村企画部長。

**吉村企画部長** おはようございます。企画部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することにつきましてのご説明を申し上げます。

まず、改正理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることによりまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置されます。現行法におきましては、教育長は、任命に議会の同意を必要とする教育委員としての特別職の身分を有するとともに、教育委員会が任命する教育長としての一般職の身分を有する者でございましたが、今回の改正によりまして、新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する地方公務員法に規定する特別職の身分のみを有する者となり、法律に特段の定めがある場合を除くほか地方公務員法は

適用されないこととなるため、これに伴いまして関係の5つの条例を一括して改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表に基づき説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思っております。

1 ページをごらんいただきたいと思っております。左側が旧条例で、右側が改正条例でございます。改正条例第1条の葛城市職員定数条例の一部改正でございます。法律の第21条で、事務局の職員の定数は条例で定めるものとしております条文が、法律の改正によりまして第19条に繰り上げられたことに伴います改正でございます。

次に、2 ページをごらんいただきたいと思っております。改正条例第2条の葛城市職員倫理条例の一部改正についてでございます。法律の改正によりまして、教育長が一般職の身分を有しなくなったことに伴いまして、葛城市職員倫理条例第2条第1項第1号中の一般職のうち教育長を除くという規定を削るものでございます。

続きまして、3 ページをお開きください。改正条例第3条の葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。法律の改正によりまして、教育委員会は教育長及び委員をもって組織することとされたことに伴いまして、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定しております教育委員会の委員の区分を改めるものとしたしまして、別表の委員長を削りまして委員のみの報酬を規定するものでございます。

続きまして、4 ページでございます。改正条例第4条の葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。法律の改正によりまして、教育公務員特例法の教育長の給与等を定める規定が削除されたこと及び教育長が教育委員会の委員としての報酬を受けることがなくなったことに伴いまして、第1条の引用規定及び第3条のただし書きを削るものでございます。

次に、5 ページでございます。改正条例第5条の葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。先ほどの職員倫理条例と同様に、法律の改正によりまして教育長が一般職の身分を有しなくなったことにより、本条例の第1条中、一般職のうち教育長を除く規定を削るものでございます。

なお、この改正条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 教育長の給料が今度は月額65万円ということになるということなんですか。違うのか。一般職に変わるんやな。普通では月額65万円という給料ですけれども、一般職に変わられることによって特別職の給与というのは幾らになりますか。

**西井委員長** 吉川主幹。

**吉川人事課主幹** 人事課の吉川でございます。

教育長の給料は従前と変わりなく教育長の給与等に関する条例に基づいて支給されるものでございまして、一般職の給与条例を適用するものではございません。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** わかりました。4ページをぱっと見たときに、新しい方では第2条を削除すると書いてあったから、特別職の給料をうたっている部分やったので、その部分が削除されるんやから支給体系が変わるのかなと思ったんやけども、何せ特別職であるから65万円だという理解の仕方ではよろしいんですね。わかりました。

**西井委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** 異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市行政手続条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** 失礼いたします。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程となっております議第6号、葛城市行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回のこの条例につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布されましたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、行政指導を行う際の根拠の明示、また行政指導の中止等の求め、それと処分等の求めにつきましては、新たに規定を設けるといった内容でございます。

それでは、お手元に配付させてもらっております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

まず、1ページの中段をごらんいただきたいと思っております。目次に、第4章の2、処分等の求めの処遇を新たに設ける改正でございます。これにつきましては、本条例の第35条の次に、第35条の2といたしまして処分等の求めの規定についての条を新たに設けることに伴いまして、章についても、4章の次に4章の2といった新たな章を設けるものでございます。

次に、第1章に入ります。第1条第1項、行政手続法の条ずれによる改正でございます。

地方公共団体の措置につきまして規定されております行政手続法第38条が第46条に条ずれされたことによります改正でございます。

次に、2ページの中段をごらんください。第2条第5号の条文中、「名あて人」の漢字表記に係る改正でございます。法の改正に合わせまして、「名あて人」の「あて」の字を漢字表記に改正いたすものでございます。

次に、3ページの上段をごらんいただきたいと思っております。第3条、章の追加に伴う改正でございます。新たに第4章の2の章を設けることに伴いまして、処分及び行政指導の適用除外の範囲を第4章から第4章の2までに拡大いたすものでございます。

次に、下段でございます。第3条第7号及び第8号の条文中の「名あて人」及び「かかわる」を、法の改正に合わせまして漢字表記に改正いたすものでございます。

次に、4ページから8ページまでの最上段までにかけての改正でございます。こちらの改正につきましては、4ページにおきましては第4条及び第13条第1項の条文中の「名あて人」、また、5ページでは第13条第1項及び第2項の条文中での「名あて人」及び「はく奪」、また、第6ページでの第14条第1項、第2項及び第15条第1項の条文中での「名あて人」、7ページでの第15条第3項及び第22条第3項の条文中での「名あて人」、そして、8ページでの第28条第1項の条文中での「名あて人」、これらそれぞれにおきましては、法の改正などによりまして漢字表記に改正いたすものでございます。

次に、8ページの中段をごらんいただきたいと思っております。第33条第2項、行政指導をする際の根拠法令等の明示義務に係る改正でございます。行政指導に携わる者は、行政指導をする際におきまして、市の機関が認許可等をする権限または認許可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときには、その相手方に対しまして、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項、また当該条項に規定する要件、それと当該権限の行使が法令の条項に規定する要件に適合する理由といったものを明示しなければならないという規定を、第33条第2項といたしまして新たに設けるものでございます。また、第2項が新たに設けられることによりまして、改正前の第33条の第2項、第3項をそれぞれ第3項、第4項に繰り下げるといった内容でございます。また、第4項第2号中、既に文書によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるものについては再交付する必要がないとする規定におきまして、他の文書のほかに電磁的記録を追加するといった内容でございます。

次に、9ページの上段をごらん願いたいと思っております。第34条の2、行政指導の中止等々の求めに係る条項を新たに設ける改正でございます。本条第1項におきまして、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと指導するときには、行政指導をした市の機関に対してその旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めるができるとする規定を新たに設けるものでございます。また、第2項では、市の機関に行政指導の中止等を求める際の申し出の必要事項について記載いたしており、続く第3項におきましては、申し出を受けた市の機関は必要な調査を行い、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときにおきましては、行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないとする規定を設ける

ものでございます。

次に、下段でございます。第35条の次に第4章の2、処分等の求めに係る章を新たに設ける改正でございます。

ページが変わりまして、10ページの上段をごらん願いたいと思います。第35条の2でございます。処分等の求めに係る条項を新たに設ける改正でございます。本条第1項におきまして、何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思量するときには、処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する市の機関に対しましてその旨を申し出て、処分または行政指導をすることを求めることができると、こういう規定を新たに設けるものでございます。

次の第2項には、市の機関等に処分等を求める際の申出書の必要事項について記載いたしており、また、続く第3項におきましては、申し出を受けた行政庁または市の機関につきましては、必要な調査を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときは処分または行政指導をしなければならないとする規定を設けるものでございます。

次に、下段をごらん願いたいと思います。第36条、届け出の見出しを削る改正でございます。章が第1条からなる場合におきまして、見出しがその章名と同様の表現となるときにおきましては、見出しをつけないのが例規整備の上での一般的であるとされていることから、第36条の見出しを削る改正を行うものでございます。

続いて、11ページをごらん願いたいと思います。附則の第2項でございます。葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の活動に関する条例の一部改正でございます。行政手続法の一部を改正する法律の附則におきまして、当該法律の規定を引用しております公職選挙法の行政手続法の適用除外の規定が改正されることに伴いまして、公職選挙法を根拠の法といたしております葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報等に関する条例の行政手続条例の適用除外の規定におきましての引用条文がございます関係上、附則におきまして法律と同様の改正を行うものでございます。

次に、12ページをごらん願いたいと思います。附則の第3項でございます。葛城市税条例の一部改正でございます。行政手続法の一部を改正する法律の附則におきまして、当該法律の規定を引用しております地方税法の行政手続法の適用除外の規定が改正されることに伴いまして、地方税法を根拠法といたしております葛城市税条例の行政手続条例の適用除外の規定につきましても、附則において法律と同様の改正を行うものでございます。

次に、13ページをごらん願いたいと思います。附則の第4項でございます。葛城市国民健康保険税条例の一部改正でございます。附則第3項の葛城市税条例の一部改正と同じく、地方税法を根拠法といたしております葛城市国民健康保険税条例の行政手続条例の適用除外の規定につきまして、附則におきまして法律と同様の改正を行うものでございます。

最後に、下段でございます。本条例の施行期日でございます。行政手続法の一部を改正する法律に合わせまして、平成27年4月1日から施行するものといたすものでございます。

以上、かいつまんだ説明となりましたが、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。



質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第7号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** おはようございます。産業観光部の河合でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議第7号で上程願っております葛城市手数料条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げます。

葛城市手数料条例の一部改正に係る第1条から第3条の関係につきましては新旧対照表にございます。事前に配付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、1ページの葛城市手数料条例第1条の一部改正でございます。この分につきましては、手数料条例第2条の種類及び金額で、改正前の第23号の「第17号から前号まで以外の証明手数料1件につき200円」を削りまして、以下、順次号を繰り上げ、新たに第33号で「その他の証明手数料1件につき200円」と整備するものでございます。

次に、2ページでございますが、葛城市手数料条例第2条の一部改正につきましては、条例第2条中第33号を第34号といたしまして、第27号から第32号までそれぞれ1号ずつ繰り下げ、第27号には「農地台帳における要約書の発行手数料1件につき200円」を新たに設けるものでございます。これにつきましては、農地法の一部が平成26年4月に改正となりまして、平成27年4月1日から施行することとなっております。本法の改正の内容につきましては、農地台帳及び農地に関する情報及び地図の公表を義務づけられたことによるものでございまして、それに伴う農地台帳に記載されている事項の一部を記載した書面、いわゆる要約書を発行する手数料を新たに設けた一部改正でございます。なお、要約書として発行する内容でございますが、所在地、地番、地目、地籍、都市計画法によります地域区分、農振法によります地域区分、生産緑地法によります地域区分、所有者の農地に関する貸し付けの希望、賃借人の場合の賃貸借期間、遊休農地の状況等となっておりますのでございます。

次に、葛城市手数料条例第3条の一部改正についてでございます。これは3ページでござ

います。条例第2条の第15号中の項の題名を改正するものでございまして、このたび、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が平成26年5月30日に改正されまして、法の題名が、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律とされたことによりまして、条例第2条第15号の名称を改正するものでございます。

なお、附則で、条例中第1条の改正につきましては公布の日から、第2条の改正につきましては平成27年4月1日から、第3条の改正につきましては平成27年5月29日からの施行となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** おはようございます。都市整備部の生野でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第12号、葛城市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明申し上げます。

この条例につきましては、建築基準法第68条の2の市町村の条例に基づく制限ということで、平成17年から平成23年にJR大和新庄駅東地区におきまして区画整備を施工した区域におきまして、建築してはならない建築物、敷地面積、壁面の位置、高さ制限等を制限した条例でありまして、平成18年1月1日から施行しておりますものでございます。今回、建築基準法の一部が平成26年6月4日に改正されまして、政令で平成27年6月1日より施行されることによりまして、今回所要の改正も含めて改正させていただくものであります。建築基準法の改正内容は、法第3条第3項第3号中、増築、改築の後に移転が加わるというものでございまして、法第3条とは、適用の除外をうたっております条例で定める日、すなわち平成18年

1月1日以前の建物につきましては適用しないということであります。

それでは、お手元に配付させていただいております新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

まず、第2条中、「以下『令』という。」を加えるにつきましては、第8条の第5号で使用するためであります。第5号中の「すべて」を「全て」、漢字表記とするものにつきましては、建築基準法に合わせさせていただいております。第8条中の第6条を第4条に改正につきましては、第6条とは建築物の壁面の位置の制限であり、この第8条は既存建築物に対する制限の緩和ですので、第4条の建築物の用途の制限ということで、建ててはならない建築物をうたっております。条例で制定した以前の建築物についてはその対象外とするものでございます。そうした中で、この第8条は、増築、改築の後に移転を加えて、同じく既存建築物の制限を緩和しようとするものでございます。第1号は第6条を第4条に、建築基準法第52条第1項の後に「第2項及び第7項並びに」に改正するものであります。内容は、増築または改築してもよいが容積率や建蔽率は重視するというものであり、建築基準法施行令第137条の7、第1号を引用させていただいております。

新たに追加いたします第3号から第5号までは、建築基準法施行令第137条の7に合わせさせていただくというものでございます。第3号、増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないことということで、施行令第137条の7第3号を引用させていただいております。次に、第4号は、第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数または容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数または容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数または容量の合計の1.2倍を超えないことということで、施行令第137条の7第4号を引用させていただいております。次に、第5号は、用途の変更を伴わないことということで、建築基準法施行令第137条の7第5号を引用させていただいております。第6号は、今回の法律改正に伴うもので、移転が同一敷地内におけるものであること、または交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上または市街地の環境の保全上支障がないと市長が認めるものであることということで、施行令第137条の16を引用させていただいております。

この条例は平成27年6月1日から施行するということでございます。ご審議よろしく願いいたします。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** 異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

**山本総務部長** それでは、ただいま上程となっております議第15号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。全体といたしまして、今回補正におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,730万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億1,674万9,000円といたすものでございます。

また、第2条では継続費の補正を、続く第3条では繰越明許費をお願いいたし、第4条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。

なお、分割付託されておりますので、当常任委員会に付託されております部分を各費目の人件費も含めてご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをごらん願いたいと思います。第2表の継続費補正についてでございます。2事業につきましての補正をお願いいたすものでございます。

まず、5款農林商工費、3項商工費の葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業でございます。補正前の継続費総額1,301万4,000円を補正後1,298万6,000円、年割額につきましても記載のとおり減額変更いたすものでございます。

次に、6款土木費、2項道路橋りょう費の国鉄・坊城線整備事業でございます。補正前の継続費総額9億4,715万6,000円を補正後9億5,356万9,000円に、また、新たに年割の額を平成27年度で277万3,000円、平成28年度、平成29年度ではいずれも182万円を設定いたすものでございます。

ページをめくっていただきまして、8ページをごらん願いたいと思います。第3表の繰越明許費についてでございます。

2款総務費でございます。情報特派員養成事業118万9,000円から葛城アートフェア事業500万円までの12事業に至りましては、国の1号補正予算に係ります地域住民生活等緊急支援交付金事業でございます。このうち本常任委員会の所管となります事業につきましては、情報特派員養成事業から中段のプレミアム商品券発行事業までの5事業でございます。金額にして8,118万9,000円でございます。

次に、5款農林商工費でございます。農地有効活用促進事業800万円、県営ため池等整備事業1,398万円でございます。

次に、6款土木費では、道路新設改良事業1,600万円、地域活性化事業1億5,949万円、社会資本道路改良交付金事業3,080万円、都市計画道路見直し検討事業518万4,000円、吸収源対策公園緑地事業800万円、これらはいずれも年度内にその支出を終わらない見込みのある事業でございます。

続きまして、9ページをお願いいたしたいと思っております。第4表の地方債補正についてでございます。

補正の内容は、変更でございます。起債の目的、合併事業で、補正前の限度額12億2,780万円を補正後14億4,470万円、次の地域循環型社会形成推進事業では、補正前の限度額3億1,090万円を補正後0円、皆減でございます。また、社会資本整備総合交付金事業では、補正前の限度額6,740万円を補正後6,500万円、小学校施設整備事業では、補正前の限度額5,090万円を補正後4,010万円、臨時財政対策では、補正前の限度額7億1,000万円を補正後7億1,650万円に変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じようたっておりましてございます。

続きまして、事項別明細書に入らせていただきます。17ページをごらん願いたいと思っております。

まず、1款議会費でございます。補正額は643万6,000円の減額となっております。旅費と需用費、工事請負費の減額でございます。いずれも決算の見通しがついたことによる減額でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。補正額665万8,000円の追加でございます。退職手当特別負担金の追加となっております。次に、4目の財産管理費でございます。補正額は1,072万1,000円の減額となっております。これにつきましては、契約差金による減額となっております。続いて、5目の電子計算費でございます。補正額は648万8,000円の減額でございます。契約差金による減額となっております。続いて、6目の地域情報化推進費でございます。補正額は151万3,000円の減額でございます。契約差金や、決算の見通しのついたことによる減額となっております。続いて、8目の自治振興費でございます。補正額は330万円の追加でございます。奈良交通路線別負担金となっております。次に、9目の企画費でございます。補正額は20万円の減額でございます。決算の見通しのついたことによる減額となっております。続いて、13目の地域住民生活等緊急支援交付金事業費でございます。補正額は1億981万円の追加でございます。これにつきましては、先ほど繰越明許費の中でご説明させていただきました国の1号補正予算に伴う地方再生へ向けての事業費に係る経費でございます。このうち本常任委員会の所管となります事業分は、別添資料としてお配りさせていただいております。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業一覧表の中で、ちょうど真ん中の位置に値する赤線で囲んである部分でございます。プレミアム商品券発行事業を初め5つの事業、予算費目は8節の報酬費から19節の負担金補助及び交付金まで、記載のとおりの金額でございます。合計額にいたしまして8,118万9,000円となっております。

次に、2項徴税費1目の税務総務費でございます。補正額は16万円の追加でございます。

ふるさと応援寄附報償費の追加でございます。

ページをめくっていただきまして、19ページをお願いいたします。5項選挙費、3目の農業委員会委員選挙費でございます。補正額は228万8,000円の減額でございます。執行完了による減額でございます。続く4目の衆議院議員選挙費でございます。補正額は415万8,000円の減額でございます。執行完了によります減額でございます。

1ページ飛びまして、21ページをお開き願いたいと思います。3款の民生費でございます。1項社会福祉費、9目の臨時福祉給付金事業費でございます。補正額は2,796万9,000円の減額でございます。このうち本常任委員会の所管となります部分は、3節の職員手当等で264万8,000円の減額ございまして、執行完了によります減額でございます。

次に、22ページ、一番下の行でございます。2項児童福祉費、7目子育て世帯臨時特例給付金事業費でございます。補正額は446万6,000円の減額でございます。このうち本常任委員会の所管となります部分は、3節の職員手当等で144万3,000円の減額ございまして、執行完了によります減額でございます。

ページが飛びまして、25ページをお開き願いたいと思います。5款の農林商工費でございます。1項農業費、3目農業振興費でございます。補正額は231万6,000円の減額でございます。補助事業として位置づけがなくなったことによる皆減でございます。次に、10目の団体営土地改良事業費でございます。補正額は665万4,000円の追加でございます。決算見通しがついたことによる減額と、県営ため池等整備事業負担金の追加などとなっております。

次に、2項林業費、1目の林業振興費でございます。補正額は190万円の減額でございます。決算見通しによる減額でございます。

ページが変わりまして、26ページでございます。3項商工費、2目の観光費でございます。補正額は304万8,000円の減額でございます。いずれも決算見通しがついたことによる減額となっております。次に、4目の緊急雇用創出事業費でございます。補正額は7,000円の減額となっております。契約差金による減額でございます。

次に、6款土木費でございます。2項道路橋りょう費、4目の国鉄・坊城線整備事業費でございます。補正額が3,740万円の減額でございます。決算の見通しがついたことによる減額となっております。続く5目の地域活性化事業費でございます。補正額は1億6,000万円の減額ございまして、決算の見通しがついたことによる減額でございます。続く6目の社会資本道路改良交付金事業費でございます。補正額が730万円の減額ございまして、決算見通しがついたことによる減額でございます。

ページが飛びまして、29ページをお開き願いたいと思います。10款の公債費でございます。1項2目の利子でございます。補正額4,390万円の減額でございます。決算の見通しがついたことによる減額でございます。

次に、11款諸支出金でございます。1項基金費、1目の財政調整基金費でございます。補正額が7,149万8,000円の追加となっております。本補正に伴う余剰金の積み立てでございます。次に、8目土地開発基金費でございます。補正額が5万5,000円の追加でございます。決算見通しによる追加となっております。次に、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金

費でございます。補正額は11万1,000円の追加でございます。決算見通しによる追加となっておりますのでございます。

続いて、30ページでございます。補正予算給与費明細書でございます。

まず、特別職でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。区分はその他でございます。補正前804人に対しまして補正後701人で、103人の減額となっておりますのでございます。次に、報酬でございます。補正前2億551万3,000円に対しまして補正後2億410万7,000円でございます。140万6,000円の減額となっておりますのでございます。

ページが変わりまして、一般職についてでございます。職員手当についてでございます。補正前6億7,427万3,000円に対しまして補正後6億6,847万2,000円となっております。580万1,000円の減額となっております。

給与費明細につきましては以上でございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。事項別明細書10ページをお開き願いたいと思います。

まず、1款市税でございます。1項市民税、1目個人につきましては4,600万円の減額となっております。続く2目の法人につきましては4,570万円の追加でございます。次に、2項1目の固定資産税でございます。補正額は1,054万円の追加。次に、3項1目の軽自動車税でございます。補正額は210万円の追加となっております。

次に、4款1項1目の配当割交付金でございます。補正額は2,200万円の追加となっております。

続く5款1項1目の株式等譲渡所得割交付金でございます。補正額は1,200万円の追加でございます。

ページが変わりまして、11ページでございます。8款1項1目の地方特例交付金でございます。補正額は201万5,000円の追加でございます。

次に、9款1項1目の地方交付税でございます。補正額は7,781万1,000円、普通地方交付税の追加でございます。

次に、11款1項1目の農林商工費分担金でございます。補正額が75万5,000円、土地改良事業の分担金の追加でございます。

12ページでございます。13款国庫支出金でございます。2項1目の総務費国庫補助金につきましては1億185万7,000円の追加となっております。国の基幹システムの番号制度対応事業補助金の減額と、国の1号補正予算活用に伴います地域住民生活等の緊急支援のための交付金の追加でございます。

ページが変わりまして、13ページでございます。4目の土木費国庫補助金につきましては9,451万円の減額でございます。国鉄・坊城線整備事業補助金で2,057万円の減額、地域活性化補助金で7,075万円の減額、社会資本道路改良交付金事業補助金で319万円のそれぞれの減額となっております。

14ページに変わりまして、14款県支出金、2項4目の農林商工費県補助金でございます。補正額が802万4,000円の減額となっております。農業費、林業費、商工費、それぞれ記載事

業に係ります補助金の減額と追加となっております。次に、3項1目の総務費県委託金でございます。補正額は560万8,000円の追加となっております。税務費委託金の追加と、選挙費委託金の減額となっております。

次に、15款財産収入でございます。1項2目の利子及び配当金でございます。補正額は16万6,000円の追加でございます。

ページが変わりまして、15ページでございます。17款繰入金でございます。1項1目の財政調整基金繰入金につきましては補正額8億9,934万9,000円の減額、基金に繰戻しとなっておりますところでございます。

続く18款、1項1目の繰越金でございます。補正額は4億5,513万9,000円でございます、前年度の繰越金の追加でございます。

次に、19款諸収入でございます。2項1目の預金利子でございます。補正額が150万円の追加でございます。

16ページとなります。3項4目の雑入でございます。補正額は1,257万円の追加でございます。このうち本常任委員会の所管分は、野田谷貯水池の事業協力金で715万円となっております。

次に、20款市債でございます。1項1目の総務債につきましては、補正額は2億1,690万円の追加、合併特例債の追加でございます。続く2目の衛生債につきましては、補正額は3億1,090万円の減額でございます。合併特例債への組み替えによる一般廃棄物処理事業債の皆減でございます。次に、3目土木債につきましては、補正額は240万円の減額でございます。社会資本道路改良交付金事業債の減額でございます。続く5目の教育債でございます。補正額は1,080万円の減額でございます。学校教育施設等整備事業債の減額でございます。次に、6目の臨時財政対策債でございます。補正額は650万円の追加となっておりますところでございます。

以上、簡単でございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

**内野委員** おはようございます。今回、国の2017年度補正予算で創設された地域住民生活等の緊急支援のための交付金のことについて質問させていただきます。

ページ数は8ページなのですが、繰越明許費の総務管理費、国の補助事業で行われる情報特派員の養成事業から始まりまして5つ、プレミアム商品券発行事業まであるんですけれども、このことについて詳しくお聞きさせていただきたいなと思います。

7,000万円のプレミアム商品券のことについて、18ページの地域住民生活等緊急支援交付金事業、13目19節の商工振興助成金の7,000万円なのですが、この内訳を詳しく聞かせていただきたいんですが、まず、プレミアム金額と発行数、有効期限、購入限度枚数、発行時期、また利用場所、また市民の皆様はどういうふうに周知するのか、また1,000円券なのか、ま



た500円券も入れていただけるのかを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** おはようございます。商工観光課の岸本でございます。よろしくお願ひいたします。

今、内野委員からご質問のプレミアム商品券の概要に当たる部分ですけども、発行の総額といたしましては2億2,100万円、プレミアム率は30%を考えております。発行の部数につきましては、額面が1万3,000円、販売価格が1万円のを1万7,000冊予定しております。それと、利用の期限、期間につきましては、平成27年9月1日から平成28年1月31日をめどとしております。販売方法につきましては予約販売という形を考えておまして、往復はがきによる予約販売を考えております。あと、市内の全ての業者を対象とした形になると思っております。商品券の内訳でございますけれども、今考えておるところでは1,000円券を10枚、500円券を6枚の16枚つづりを考えております。この事業につきましては、今後、商工会の方にお願ひするという形を考えておりますので、詳細につきましては、これからまた商工会との打ち合わせによるものと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 内野委員。

**内野委員** プレミアム商品券、地域のさまざま、いろんなところを見させていただいて、本当に葛城市というのは子育て世代に最も力を入れている市として、例えば隣の大和高田市などは子育て世代を優遇した措置をとられるとか、また、きょうの公明新聞に載っていたんですけども、大阪府の八尾市などは、中学3年生までの子どもがいる家庭に割り増し率50%にして、1万2,000円のを8,000円で購入できる等々、子育て世帯はやっぱりお金がかかるし、家族の多い世帯は大変助かると思っておりますので、またそういうふうなことも配慮していただければなど、希望させていただきます。

それと、もう一つは、商工会ともいろんな話の機会もあるということなんですが、周知の仕方なんですけれども、多分広報誌等で周知されると思いますが、発行されてからも、有線放送とか防災無線等で数回、何回かにわたって皆様にこのことを周知できるようなご努力もしていただければなどと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 今、課長の方から答弁があり、また委員の方から要望という形でお話がありました。プレミアム商品券のことにつきましては、かなり検討させていただきました。県内、また全国の様子であったりとか、あとプレミアム率につきましても、これは近隣と比較いたしまして、どのようにしようかということで考えさせていただいております。当初20%程度とか25%程度ということを考えておりましたけれども、お隣で30%を企画されている、その違いも含めて、やはり、じゃ、うちも30%ということにさせていただいたわけでございますけれども、ただ、これを、先ほどおっしゃったように世帯を絞って出すようにするのか、それとも全世

帯を対象に出していくのかということも検討いたしました。全国的に見ていきますと、あるところでは高齢者世帯へのプレミアム券を出しておられたりとか、子育て世代に対してのプレミアム券を出しておられたとかということもあったんですけども、今回いろいろと検討した結果、市民全体に対しての1種類の商品券をという形に落ち着いたところでございます。

検討から答えを出すまで、かなり時間が短かったということもありますし、地方創生というところでございますけれども、商店街がないまちとして、どのような形が一番住民にとっても商工業者にとってもいいのかなというのをずっと考え続けてはいるんですけども、いい答えが出てこない状況ではあります。葛城市内の大型というか、小型、中型のスーパーにいたしましても葛城資本ではございませんので、使われても結局、30%分の得はするんですけども、その分は市外の資本のところほとんど流れていってしまうということもあるので、何が一番いいのかなということはずっと考え続けてはいたんです。最終的にこのような形に落ち着いたということでございます。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** ページ数を追って質問してまいりたいと思います。

まず、17ページ。一般管理費の退職手当特別負担金665万8,000円とあるわけやけども、金額的にかなり多い。どういう人が対象になっているのか。高齢というのか退職間近な人が対象になっているのか、あるいは人数が、例えば3人、4人、途中で出てきたということになっているのか、その辺を教えてもらいたいというふうに思います。

それと、財産管理委託料ですけども、建築物のコンクリート中性化調査業務委託料、金額的に当初予算450万4,000円を組んでいるわけやけども、減額の311万円ということになっているので、その辺、契約差金ではないやろうなというふうに思っておりますので、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それと、電子計算費委託料648万8,000円、契約差金ということでわかりましたけれども、現計予算2,266万8,000円、この金額に対して648万8,000円。契約差金にしてはちょっと大きいかな。ということは、今初めて委託するのではなしに、もう何年もやってきていると思うんですね。その辺で、どういうことでこれだけ安くなったのかということをお伺いしたい。

**西井委員長** 下村課長。

**下村人事課長** 人事課の下村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま岡本委員の方から退職手当特別負担金の増額補正についてのご質問がございました。当初予算につきましては退職予定者7名を予定しておりましたが、最終的に本年度の退職予定者につきましては13名となっております、そのうち退職手当特別負担金の要る職員につきましては10名となっております、3名がふえたことに伴いまして、その増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 安川課長。

**安川総務財政課長** 総務財政課長の安川でございます。どうかよろしく願いいたします。

ただいま岡本委員からご質問のありました財産管理費におけますコンクリートの中性化調査ということで、当初450万4,000円を見込んでいたものが、結果139万4,000円の契約ということで、1つは棟数、当初昭和56年以前の建物、RC造を見込んでいた棟数が、調査の見込み違いも若干ありまして、結果的に4棟、その各フロア3カ所ずつということで、箇所数等の精査の中で設計を確認し直しまして、その中で予定価格が170万円台の設計ということで、結果的に139万円の落札結果となったものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 松村課長。

**松村情報推進課長** 情報推進課の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの質問でございます。電子計算費の電算委託料の648万8,000円の減額の件でございます。これにつきましては、平成29年1月から始まります番号制度対応という形の基幹システムの変更委託料でございます。予算作成時の段階におきましては主務省令等も全部出ておりませず、2,266万8,000円という形で予算の計上をさせていただきました。実際に実施する中におきましては、総務省からの主務省令が整ったという形で減額させていただいた形で、648万8,000円減額という形での委託契約となったわけでございます。これにつきましては、平成26年、平成27年、平成28年、3カ年のシステムの改修を行うものでございまして、たまたま平成26年度の割合が減って、平成27年に集中した形でのシステム改修となったのが原因だと思われまます。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 今、退職手当、聞いていたわけやけども、当初7人であった退職者が13人になったということで、6人ふえたということになるわけやけども、6人ふえるというのは急に6人ふえたということか。例えば、定年退職する人は決まっているわけやし、合併してから勸奨制度ができてきた。7月まで申し込みがある。それ以後に退職されるということやな。ということは、勸奨分はわからんよ。ところが、今補正をするのであれば12月に、人事の関係を考えるわけやから、そのときはわからなかったわけか。今補正が出てくるということは、例えば12月以降で退職者が出てきたのか。それと、今言われているように、13人のうちの退職者、60歳の定年退職というのは何人してるのですか。それで、さっき言われたように、その13人のうちの10人がその特別負担金の対象になると。3人は対象になりませんよということは、3人は若い人という解釈やな。名前は言われへんのはわかる。大体何歳ぐらいの人が対象になっているのですか。一遍に13人もぼんとやめられたら、採用していくにしても、かなり仕事とかに影響してくるし、年配の人がやめていくということになってきたら、仕事の支障が大きく出てくるのと違うかなというふうに思うけども、その辺はどういうふうに我々は認識したらいいのかなということを教えてほしい。

それと、耐震あるいは電算のことはよくわかりました。電算の場合につき、まだその当時はっきり省令が出ていなかった。今ははっきり出てきた。3カ年ということやから、平成27年度に集中するから、平成26年度は減額で安くついたら、こういうことでいいわけですね。

西井委員長 下村課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。

定年退職以外につきましては、勸奨退職者というのは事前にわかっていたわけなんですけれども、その後の普通退職につきましてはわからない部分がございます、その分につきまして退職手当特別負担金の増額の対象になる者がございましたので、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

ただいまの退職者の関係についてでございます。定年退職者は事前にわかるわけございまして、勸奨退職については、勸奨退職の申し出期間というのが7月までとなっております、その時期にわかるわけでございます。なお、今、下村課長が申しあげました新たな退職者が自己都合の退職ということで、それ以後、今年に入り増加したわけございまして、その部分も含めまして今回補正を合わせて計上させていただきました。

まず、勸奨で2名ございまして、普通退職、いわゆるその後に退職した者が保育所で1人、一般事務職で3人ということになっております。一般事務職につきましては、年齢的に中堅クラスあるいは若手1人、定年前の退職者が1人ということになってございまして、勤務の今後の状況につきましては、これから新規採用職員の人数も踏まえまして、また今後の人事の関係で、できるだけ勤務に支障のないような形で、内部で人事異動等で考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 どこまで踏み込んだ内容でお話できるのかというのはぎりぎりのところだと思いますけれども、定年退職、そして勸奨退職につきましては7月末、9月議会までにはわかっているんですけども、それ以後の部分ですね。しかし、最終的にこの3月議会で調整させていただこうという形で出させていただいた、その理由につきましては、先ほど申し上げましたように、若年というか若い退職の方が何名か出てまいりまして、婚姻等によって就職先を変えなければならないと、遠距離になるという形、また、もしくは婚姻相手の会社等に就職しなければならないというような事由が生じてまいりましたのでございますから、そういう者が立て続けに出てまいりまして、そういう者を含めて最終的にこの3月議会で出させていただこうと思ったところです。それと、1人につきましては、体調等についていろいろと考慮されておりましたけれども、そういう問題じゃなくて、いろんな自分自身の中で見つめ直したいということによって退職されるということでございます。

いずれも我々としてはお話をさせていただき、引きとめというか、続けられないかというお話もさせていただいたんですけども、いろんな人生の中で新たな道を歩まれるということでございましたので、致し方のないことだと。ただ、岡本委員もおっしゃるように、これだけ大量にやめて、職員採用を含めて大丈夫なのかということでございますけれども、その

辺り、人事を含めてしっかりと、採用も配置も考えていかなければならないというふうに思っております。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長からも答弁していただいたわけでごさいます、今おっしゃるように退職勧奨、これは当然わかっているわけですし、本来でしたら人事としては12月に補正すべきやと思うんですよ。今に出てくるということが、12月の議会、あるいは11月でもよろしい、補正の要求をして、それ以後にやめられたのかという解釈になってくるわけです、こういう補正をされたらね。やり方がいとかあかんとかは別にしてね。

私が心配するのは、おっしゃったように体調の問題もありますやろ。けれども、若い人、やっぱりこれだけ大勢の難関を突破してここへ憧れて来るわけやな。どういう事情があってやめていかれるのか。それと、今言った毎年のように退職以外の人も5人、6人やめていくということは、何か原因があるのかなど。前から言っているように、職員として本当に働きやすい職場になっているのか。あるいは、極論としてもう顔も見るともいらんねんというふうなことになっているのか。何もなっているとやっているのと違うけど、何が原因でやめていくのかな。私はそれを知りたいから、ちょっと言いにくいようなことも言っているわけです。そうしないと、当初7人分組んでいて、今、一遍に6人分ふえると言われたら、どうなっておるねん。私ちょっとうまく言えませんが、その辺は人事の方が分析していると思いますけども、その辺を教えてほしい。市長もおっしゃっているように、退職とか勧奨とか、それはわかりますやんか。勧奨でも、まあ言ったら事情があるから勧奨を申請すると思うんやけどね。どうも一遍にぼんと出てきたような感じがするので、しつこく聞いていますねん。その辺はどうですか。

**西井委員長** 吉村部長。

**吉村企画部長** 企画部の吉村でございます。

先ほど市長が申されましたように、それぞれ人生設計あるいは家庭状況等々ございますので、その辺、しっかりと聞きながら、あるいは慰留もさせていただいたわけですけど、結果的にはこういう状況になったということでございます。

**西井委員長** 市長。

**山下市長** 若い子らが結婚で相手のところに行きなきゃならんとか、相手の会社に入らなきゃならんとかという事由が出てきたりとか、あと、その他の方につきましても、いろいろよくよく考えられての結果だと思えますけれども、自分のところの会社であったりとか、新しい人生を歩いていくというような選択をされたということですので、働く環境がいいのか悪いのかという話は、我々はいいいようにと思ってやっておりますけれども、それをどう捉えられるのかというのは職員でございますので、今回、何で3月やねんという、年末にやめる方がいらした、またその後、もう1人、いや実はという話が入ってきたので、12月に補正して、また3月に補正するというふうな形で、もうわかっているのにわざわざ1回1回区切るよりも、まとめて補正させていただこうという形になったので、このようになった。大変に申しわけないとは思いますが、以後気をつけるという言い方をしても、それぞれの人生の選択

でございます。本当に優秀な人材であればあるほど、いろんなことを考えられ、そのことについて向上心をとめることもできませんし、その方にとって、自分がよりよいと思われたことに対して挑戦されるということに対してとめるすべもないわけでございますので、ここはじくじたる思いがあるわけでございます。よりすばらしい働く環境になりますようにどうか、生きがいを持って働けるような場所にしていけるように、我々も努力を続けてまいりたいというふうに思いますので、また叱咤激励があろうかと思えますけれども、ご理解いただきたいと思えます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長の方からいろいろ答弁していただきました。私が偉そうに言うのやないですけども、本当にみんなが生き生きと働けるような職場づくり、市長もそういうことを手がけていくということですので、今後そういうこともひとつお願いしておきたいというふうに思います。

**西井委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時53分

再 開 午前11時05分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 18ページの委託料のところ、これは新規なんでしょうけど、情報特派員養成事業委託料118万9,000円と出ているんですけど、その事業について詳しく。

**西井委員長** 松村課長。

**松村情報推進課長** 情報推進課の松村でございます。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問でございます。情報特派員養成事業につきましては、従来でありましたら、平成26年度当初も予算計上させていただいておりますコミュニティセンター運営委託事業ということで、その名称を平成27年度から変えようという形で、平成26年度、地方創生という形で前倒しで予算計上させていただき、繰越明許するものでございます。内容につきましては、両庁舎にあります、新庄では7階、當麻庁舎では3階にございますメディアセンターという形で、そこにビデオ編集とか機器を置いております。情報特派員を募集いたしまして、その方にいろいろな大字におきましての事業なり、珍しいものをビデオ撮影していただいて、それを編集の上に、SNSを使ってユーチューブでありますとか、そういうところに上げて一般に公開するというものでございます。これにつきましては、ICT街づくり推進事業を行ってからの事業でございますので、今現在の実数といえますのが、情報特派員の人数が16名。この方に、撮影であったりとか取材のノウハウを、近鉄ケーブルネットワークに委託しておりますので伝授いただくと。ビデオ撮影の練習をしながら、編集のお手伝いをさせていただきながら公開していくというものでございまして、ビデオの本数につきましては、平成26年度までの事業で40本ございます。これは、「かつらぎてれび」という形で検索していただきますと、その中にビデオが載っていると。再生の回数につきましては、平成26年度までで8万6,600回ぐらいの閲覧件数がございます。この名称をコミュニティセンターの運

営委託から情報特派員の養成事業という形で名前を変えての計上となっております。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 名称が変わったという理解の仕方ですよね。そやから、予算どりの中で新規事業扱いになっているということですね。

それと、海外観光プロモーション事業委託料120万円、その内容について聞かせてください。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課の岸本です。よろしくお願いたします。

今ご質問の海外観光プロモーションでございますが、こちらの件につきましては、県の観光プロモーション課と連携いたしまして、急増する外国人観光客に少しでも葛城市の方に来ていただくために、海外でプロモーションを行うものでございます。場所、日程等につきましては、今県が予定しております5カ所程度の中から効果的なものを選んで、県と一緒に実施したいと考えております。また、方法等についても、初めてでございますので県にしっかり指導していただきながら、連携してより効果が出るように実施するというので、そのあたりの旅費、宿泊費、現地のスタッフ等の費用を委託するものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** それと、新規就農者への支援事業約200万円と出ていますけども、これの方の内容も聞かせてください。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました新規就農者の支援でございますが、葛城市の農業の担い手の拡大、育成を目標とした新規就農者の支援として、農業に挑戦したい人、葛城市民の方々を対象に、奈良県及び奈良県農業協同組合協力のもとに、農業に関する基礎知識や1反程度の農地にて実践技術を学んでいただき、将来的に農産物直売所などへの出荷を目指す農業研修として、仮称でございますが大和かつらぎ就農塾を開設いたし、この事業を予定しているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** この200万円の内訳を若干添付資料に入れていただいているんですけども、原材料費が一番大きいんですね、160万円。原材料って具体的にはどんなものなんですか。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 主なものといましてパイプハウスを予定して、また、あと、苗、肥料代等を考えております。

以上です。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** パイプハウスで160万円といったらかなりのものやねんけども、これは例えば新規就農される方にそのまま100%補助になるのかな。どういう形になるのか。これはこの場合でいったら補助ではないですね。市が買ってそのまま使っていただく感覚やろうと思いますけど、具体的にはどういう手続なんですか。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** パイプハウスの取扱いでございますが、新規にされる就農者の方に、園芸ハウスとしてこのパイプは必ずこれからも必要となりますので、皆にもつくることを覚えていただくために、その方につくっていただくと。資材については市の方で用意して、組み立てについてはその就農者において組み立てていただく予定でしております。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** わかりました。ということは、材料については100%市が持ちますよと。そやから、組み立て等の人件費については各自、学習も含めてやってくださいよという話なんですね。わかりました。

それから、もう一つありましたね、総合戦略策定事業。これ、委託料として600万円ほど上がっているんですけども、そちらの方はどういう内容なんですか。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策の米井でございます。よろしく申し上げます。

今ご質問の総合戦略策定事業と申しますのは、先行型事業に必須の計画を立てるという事業でございます。 「まち・ひと・しごと総合戦略」については国と地方が一体となり取り組む必要があることから、国では「まち・ひと・しごと総合戦略」が12月27日に閣議決定されておまして、長期ビジョンといたしましては、2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示され、総合戦略として、2015年から2019年までの5カ年間の政策目標、施策を確定されております。今申し上げたのは国が策定されているものでございます。地方では、これを勘案しながら、葛城市におきましても、事業の推進を図るために、人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえまして、今後5年間の政策目標、具体的施策を策定することということになっております。その委託料ということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** ということは、これはまたコンサルか何かに委託されるとうことなんですね。わかりました。

今お聞きした中では、新規事業という名目の変更の事業のものと、それと、まさに新規の事業とがあるという理解の仕方ができるんやろうと思います。

僕の質問は以上です。

**西井委員長** ほかにありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 25ページ、農業費の委託料231万6,000円の減額になっている。農地制度実施円滑化事業デ



一タ結合業務委託料、この分は当初231万6,000円組んでいるけれども、今回補正で全額減額するという事になっている。なぜそうなったのか。それから負担金補助及び交付金1,410万6,000円、この中で大きな県営ため池等整備事業負担金1,398万円、大きな金額が出ている。この分につきましては県営ため池の県事業の負担金になるのか、それはどの場所になるのかということですね。

それから26ページですけども、観光費で役務費64万8,000円の減額、工事請負費200万円減額となっている。たしか9月補正で、工事請負費200万円と広告料が22万2,000円補正された。それを、言い方は悪いけど丸々減額している。これはどういうことになっているのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本委員からご質問がありました農地制度実施円滑化事業データ結合業務委託料でございます。平成26年当初に231万6,000円予算計上させていただいていたところでございますが、農林の事業としまして、中間管理事業は新規に入れたことにおきまして、この事業が国の補助事業として廃止という形になりまして、事業内容が変わったことによりまして、事業の方を中止させていただいたものでございます。

また、負担金補助及び交付金の中の県営ため池等整備事業負担金1,398万円でございますが、この事業につきましては、お話しいただきましたように葛城市兵家、野田谷池のため池を県営の事業としてやっていくものでございまして、事業費といたしまして、平成27年度補正分として6,990万円、平成27年当初予算として2,980万円の合計9,970万円で県が事業費を組んでいるところでございます。事業内容といたしまして、堤体工がL45メートル、余水吐がL53.3メートル、取水設備が1カ所、護岸工が659平方メートルということで、今回補正計上させていただいております県営ため池等整備事業負担金としての1,398万円は、県事業費の平成27年3月補正予算分としての6,990万円の20%、土地改良法第91条第6項及び奈良県土地改良事業分担金等徴収条例第2条第4項及び第3条により支払うものであります。

以上でございます。

**西井委員長** 岸本課長。

**岸本商工観光課長** 商工観光課、岸本です。よろしくお願いいたします。

今お尋ねの広告料につきましてですけれども、これにつきましては、9月の補正におきまして工事の方で予定しておりました看板を近鉄駅構内に設置するという事で、委託料22万2,000円と広告料77万8,000円という形に振り替えさせていただきました。その中で、広告料につきましては、近鉄の方から当初これは3年一括という形で提案していただきましたけれども、市の会計上、毎年払いの方をお願いしたいということで、毎年払いという形に変更になりました。それによりまして、今年度分、半年分だけの支払いという形になりましたので、残りの部分が減額という形にさせていただいております。

もう一つ、工事請負費ですけども、こちらにつきましては当初より予定しておりましたものでございまして、1400年活性化事業の1つで行っております緑の一里塚の整備事業の工事

請負費でございます。当初は県の2分の1の補助を使って行う予定でございましたが、平成26年度に入りまして、大阪の国際花と緑の博覧会記念協会の補助金が奈良県の方でも利用できるということになりました。助成の方も上限が200万円、補助率が100%と有利な形でしたので、事業をそちらに振り替えて使わせていただくということになりました。ただ、その申請自体が市町村ではできるものではございませんでして、市町村と地域の団体が一体となつて行くと。申請自体は地域の団体、お金の方も団体の方に交付されるというものでございましたので、観光協会の方で申請し、補助金の方を観光協会にいただいて交渉を行いました。以上のような経緯から、こちらの方の工事費が不要となりましたので、減額とさせていただきます。同じく県の補助金の方も減額させていただきます。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 農林、25ページの方については、中間管理の配置によってこの事業がなくなった、こういうことで減額したということやな。それと、負担金の場合、ため池、野田谷池ということやけども、平成26年度、組んであるわけやけど、補正分6,900万円に対する20%の補助を市が負担するのですか。例えば、野田谷池を兵家で持っているから、その兵家大字から市へもらって、それで渡すのですか。そういうことですか。それとも市でその20%を丸々持つということになるのかな。どっちか教えてくれたらいいねん。

それと、観光費。今、課長の方から説明していただきましたけども、広告料、要は3年契約やけども、予算上、3年できないので毎年していくと、その差額が上がったと、こういうことやな。それと、200万円については当初は県補助で計画していたと。ところが、今聞かせてもらったように、大阪の花博で交付金事業というのか100%補助がある。それで、市はできないけども観光協会を受けて、観光協会が工事をしましたよ、こういうことか。有利なやつを選んだから減額しましたと、こういうことやな。わかりました。

そしたら、課長、県営ため池だけ教えてください。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の池原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問のありました野田谷池の20%の内訳でございますが、10%につきましては地元兵家の方から分担金としていただく予定でしております。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それで、このその他のところで790万5,000円が入っているが、これはどこからの負担金なのですか。これがどこの分か教えてほしい。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課、池原でございます。

ただいまの1,398万円の内訳でございますが、10%の683万円は地元分担金、大字兵家からの分担金でございます。また、残り10%につきましては、野田谷貯水池事業協力金として水道課の方からいただく予定をしております。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** わかりました。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 土木費の方に入っていきますけども、国鉄・坊城線整備事業費は、3,740万円減額してある。この中で用地買収費930万円、補償補てん2,580万円ということになっているわけやけども、一応事業のめどがついたということの減額になるのか、あるいは当初計画していた分がうまくいかなかったということで減額になるのか、その点を教えてもらいたい。

それと、地域活性化事業。ここで公有財産、補償補てん、予算が全額カットされているが、なぜ全額カットされているのか、そういうことを教えてもらいたい。

それと、ここで先ほど総務部長から話があったように、まず1点は国鉄・坊城線継続費、これは3年間増額してあるわけやけども、どんな内容で増額されるのか。それと、この繰越明許、道路橋りょう費で、道路新設改良あるいは地域活性化事業、社会資本道路改良交付金事業がそれぞれ繰越しされているが、この中身、例えば道路新設改良であれば、委託料がいくら、工事がいくらというようなことも教えてもらいたいというふうに思います。

**西井委員長** 石田課長。

**石田建設課長** 今の岡本委員のご質問でございますけれども、今回の補正の部分につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国鉄・坊城線で3,740万円。内訳といたしましては、工事費で230万円、道路用地の方で930万円、補償補てんで2,580万円の減額をお願いして、この国鉄・坊城線におきましてはトータル3,740万円の減額をお願いしているところでございますけれども、この事業につきましては、今年度の決算見通し、補助ベースの執行に見合う減額というような形で、補助ベースを基本にした減額という形で補正をお願いしているところでございます。

また、地域活性化事業におきましては、工事費におきまして1億500万円、また、公有財産につきましては500万円、補償補てんにつきましては5,000万円の減額をお願いしているところでございますけれども、これにつきましても補助執行額、また今後の執行見通しに応じた補正をお願いするものでございます。また、これにつきましては道路事業とまち交の部分がございまして、それぞれの部分の補助執行に見合う部分で補正をお願いするものでございます。

継続費の補正でございますけれども、継続費につきましては、本案の基本協定につきましては、平成23年12月22日に議案可決をいただきまして事業を進めていたところでございますけれども、工期といたしましては、当初平成23年度から平成26年度までの4カ年をお願いしておりましたけれども、昨年12月には新市建設計画の変更のご審議をいただきまして、平成26年から平成29年に延伸させていただいたところでございます。本路線の新工事進捗状況につきましては、用地取得につきましても進めているところでございますけれども、まとまっ

たところから工事を施工しているところでございます。しかしながら、和歌山線の架道橋の改築工事、今回の継続費の設定につきましての架道橋の改築工事につきましては、工事に必要な用地地権者の了解が得られずに着手ができない状態にあることから、協定先の相手先であります西日本旅客鉄道株式会社との協議によりまして、工事の完成年限が早くても平成30年3月末日ということになりますので、今回、継続費の補正をお願いいたすものでございます。内容といたしましては、平成29年度への延伸とともに、総額といたしましては、JRとの協定の核には変更ございませんけれども、延伸に伴いまして、借地料、補償費の計上額に増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 私の方から繰越しに関するご説明を申し上げたいと思います。

まず、道路橋りょう費の道路新設改良事業でございます。これにつきまして1,600万円の繰越しをお願いしておりますわけですが、内訳といたしましては、委託料が600万円、工事請負費が1,000万円でございます。なお、委託料につきましては、西辻と北道徳を予定いたしております、委託の契約は終わっております。双方合わせまして596万円の契約を先日行ったわけでございます。工事につきましては3カ所を予定いたしておりますわけですが、当麻寺駅五位堂線が398万5,000円、林堂・平岡線が334万8,000円、磐城小学校南線が237万6,000円といたしまして、1,000万円の繰越しをお願いいたしております。

続きまして、地域活性化事業でございますが、先ほど石田課長の方から補助分の執行のことを申し上げて、減額補正をお願いしておりますわけですが、補助事業分といたしまして1億5,949万円、これにつきましては工事請負費でございます。内容といたしましては、調整池と広場造成等でございます。

続いて、社会資本道路改良交付金事業でございます。3,080万円の繰越しをお願いいたしておりますわけですが、これにつきましては、笛吹地区の委託料が350万円、そして、用地につきましては400万円、これにつきましても笛吹の道路関係でございます。なお、笛吹の用地購入に伴う鑑定料が30万円ございまして、最後に、葛城川右岸側の工事が2,300万円ということで、合わせて3,080万円の繰越しをお願いしているものでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 説明いただいたわけですが、国鉄・坊城線、この分につきましては一応決算見込みを立てて減額した、こういう説明だったと思います。地域活性化事業もそういうことやけども、この地域活性化事業あるいは国鉄・坊城線、繰越ししてある。いつも聞くわけやけど、平成25年の繰越し分は全部執行できるということで解釈しておいていいわけやな。いくらか不用額が残ることはあるのか。

それと、継続費、今、変更してもらっているわけやけども、今、課長の方から話があったように、平成26年度までということで議決いただいているが、例えば平成27年から平成29年、

今言っているように、JRに直接金を払うのではなく、まあ言ったら借地料とかそういうものになっていますよと、こういうことやな。JR分は関係ないので、変更議決は要らんということ。工期の延長は議決には関係ないわけやな、その分は。JRに関係ないから議決も要りませんよ、継続して増額はしますよと、こういうことでいいわけやな。

あと、繰越しも部長の方から説明いただいたわけやけど、ちょっと場所まで書けなかったから後でもう一度聞きます。大体言ってくれたことはわかりましたけども。そういうことで、ひとつよろしく願いしておきます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 26ページ、緊急雇用創出事業費、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料、これは契約差金の7,000円ということでお聞きしたんですけれども、去年も申し上げましたけども、この緊急雇用の形態としては非常に珍しい形態の事業だったように理解しているんですけども、たしかあのときハローワークか何かで採用されると言っていたのかな。それで、今現在どういう仕事をされているのかというのを聞かせていただけますか。事業そのものについて、どういうコンサルのところで、どういう方がどうされているのかというのを聞かせてください。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の緊急雇用創出事業におけます葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託でございますが、この事業は、平成26年度から平成27年度にわたって2年間継続として行わせていただきます。現在、先ほど言っておりましたハローワークにて1名雇用していただきまして、現在活動していただいております。事業概要としまして、広範囲にわたる農業分野の中におきまして、地域の六次産業のプロデューサーとして農家団体等の取り組みを支援する人材育成をしていただき、加工品の製造と農産物の直売が必要とされる知識、技術の確実な習得はもちろんのこと、販売面でも大きく寄与できる素質を養う点も重視し、当地域に総合的に貢献できる人材を養成していただくということで、現在、オフJT、またオンJTという形の中で、その方自体は今、六次産業等の知識を得ていただいているところでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 今の部分は、実は去年のときに確認させていただいた内容なんです。それで、もうちょっと具体的に今どういうことをされているのかというのを聞いたかったんですけどもね。その辺をもう一度お願いできますか。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 具体的には、現在、農家団体等を指導、プロデュースをするがための知識として、いろんな農場や直売所等に勉強に行っている状態でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** じゃ、具体的に男性なのか女性なのか。年齢としてはどれぐらいの年齢の方なのか。それ

と、コンサルと契約されたんやろうけども、そのコンサルが教育されているのか、どういう研修内容を具体的にされているのかを聞きたかったんです。去年申し上げたのは、結局これは2カ年事業で金額もかなり大きいんですが、こういう緊急雇用の形態というのは初めて出てきていて、将来この結果というのは多分2年後、3年後にならないと、実際どういう部署に振られるのか僕はわからないけども、葛城市に来られたときにそれが本当にキャリアとして発揮できるかどうか、多分この事業が成功するかしないかというところやろうと思いますということをつけ加えて去年質問したんです。じゃ、実際ハローワークで募集されて、男性なのか女性なのか、何歳ぐらいの人が、どういうコンサルでどういう研修内容を実際に受けているのかということ、行政としては把握してほしいということを僕は言いたいんですよ。そやから、もし把握されているんだったらそれを聞かせてくださいということを質問したんです。

**西井委員長** 池原課長。

**池原農林課長** 今現在雇用していただいているのは30代前半の女性の方です。この方につきましては、今までは京都の青果市場等で仕事をされておりましたが、いろんな都合上において無職になられてハローワークに登録されておりましたところを、現在の事業として採用させていただきました。その方の研修内容でございますが、現在契約しておりますコンサルの直接の研修もあるんですけども、それとは別に、財務関係等、いろいろな外での研修にも参加していただいているところでございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 結構です。これはどっちみち2カ年事業やから継続的に見ていきますので、また随時質問を入れていきたいと思っておりますので、とりあえずもうここで置いておきます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** それでは、10ページ、市民税の関係です。個人の現年度比4,600万円の減額、あるいはまた、法人で4,570万円の増額というふうになっているが、ここで均等割、所得割ということで掛けてくれているわけやけども、個人住民税については納税者の減になっているのか、その辺のことをお聞かせ願いたい。

それから、法人。均等割が140万円ふえているということで、企業が増えたのか、あるいは資本金が変わったのか、その辺やと思います。その法人税の4,430万円が増額になっているが、その辺の内訳。

それから、固定資産税ですけども、1,054万円の増額ということで、土地834万円と家屋で500万円の増額、償却で280万円減額と、こういうふうになっているが、個人住宅がたくさん建っている、例えばそういうふうなことで土地と家屋がふえてきたのか、あるいは償却資産、工場の関係やと思いますけども、これの内容をお聞かせいただきたいというふうに思います。

**西井委員長** 西村課長。

**西村税務課長** 税務課の西村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございますが、個人市民税の均等割の減でございますけれども、均等割で52人の減と、前年の12月に比べて収納率が下がっているため減額しております。所得割

につきましては、予算要求時点に比べて給与所得者の減と、昨年12月に比べて収納率が下がっているため減額しております。この給与所得者の減ですけれども、大きな要因は、高額所得者の方の転出と高額所得者の退出でございます。

法人税の均等割につきましては、1号法人の28社の増加によるものでございます。法人税割でございますが、予算要求時点では予定申告で算出しておりますが、確定申告により増額になったため増額しておりますが、そのうち1社の修正申告の1,200万円が含まれております。

固定資産税なんですけれども、土地につきましては、予算要求時の調定と今の要求時の調定で1%以内の額なので、誤差の範囲かなと思われまます。家屋につきましては、予算要求時の算出には、それ以前、以後にまた家屋調査をまだやっておりますので、その確定との差でございます。償却資産につきましても、予算要求時の予想の額と今現在申告が上がってきたときの差で、新規の設備投資がないので、償却資産については減額となっております。

以上であります。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 課長の方から説明を受けました。個人の現年分については、均等割は人数が減ったということです。それから、所得割につきましては、給与所得の関係もある。特に高額の人が転出された。かなりの高額の人やな。1,200万円といったら給料も多い人やし。なるほどね。

それから、法人については、今、課長がおっしゃるように、当初予算を立てるときに見込みで立てていくわけやから、なかなか難しい面があるというふうには思います。その中で修正申告1社、大きな金額もされたということも含まれているということが増額の要因やと、こういうことですね。

それから、固定につきましては、土地についてもなかなかつかみにくい。金額的に見て、まあまあ誤差の範囲内かな。それから、家屋については、この分についても新築もあるけどもなかなかつかみにくい。その点は理解できないことはないが、償却資産、これも申告に基づかないとわからないというふうなことがあるので、金額的には大きな金額じゃないけども一応こういう補正があったと、そういうふうに理解をさせてもらったらいいと、こういうことやな。わかりました。

**西井委員長** ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 賛成の立場から討論をさせていただきます。

本一般会計予算、一番3月末の会計予算になるんですけども、それぞれの意味も理解いたしました。ただ、今までから申し上げますように、地域活性化事業につきましては更に慎重な検討をお願いしたいということを要望させていただきまして、賛成の討論とさせていただきます。

たきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第15号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時47分

再 開 午後 1時30分

**西井委員長** 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

引き続きまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてを議題といたします。

本件について、現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告をお願いいたします。

生野部長。

**生野都市整備部長** 地域活性化事業「新道の駅建設事業」の現在の進捗状況について、お手元に配付いたしております資料に基づいてご説明申し上げます。

まず、1枚目のカラー刷りの分でございますが、これにつきましては、完成予想のパース図でございます。1枚めくっていただきまして、建物の配置の平面図をお示しさせていただいているわけでございますが、これにつきましては、地域振興棟が、1階、2階合わせまして床面積が2,847.86平方メートルで計画いたしております。なお、右上の道路情報棟につきましては193.59平方メートルでございます。そして、その他、駐輪場等が90平方メートルございまして、床面積の合計が3,131.45平方メートルとなっておりますわけでございます。

今説明させていただきました建物の関係につきましては、今現在、この敷地につきまして、都市計画法の第29条の開発行為の許可の申請を行っておるわけございまして、これにつきましては今月末に奈良県知事より許可がおりる予定となっております。そして、その許可がおり次第、都市計画法第37条の建築制限等に関する申請を行う予定をいたしております。

なぜこの第37条の建築制限の土地計画法の申請をいたすかと申しますと、本来ですと都市計画法第36条で工事完了の検査ということがございまして、なお、第36条の工事完了の検査なくしては建築してはならないというのが第37条の建築制限でございます。その中で、第37条の第1項に、当該開発行為に関する工事用の仮設建築物または特定工作物を建築し、または建設するとき、その他、都道府県知事が支障がないと認めたときにつきましてはこの建築制限がなくなるわけでございますので、この都市計画法第37条の申請を予定いたしておるわ



けでございます。その申請がおり次第、建築確認の申請等に入っていくわけでございます。

そして、新年度で建物等の関係の予算をお願いいたしておるわけでございますが、現在その建築確認に向けての準備を進めさせていただいているのと、また、鋭意、詳細設計に向けて作業を進めているわけございまして、新年度に入った早い時期に一般競争入札で公募いたしまして、6月議会を目標に作業に入っているわけでございます。そして、この建物につきましては、地域振興棟の部分につきましては、まず1回目の発注を予定いたしておるわけございまして、道路情報棟につきましては、また日を改めて発注するということでございます。

その理由につきましては、1枚めくっていただきまして、計画平面図をごらんいただきたいと思えます。地域振興棟につきましては、お手元の資料の中で示されているとおり、この分につきましては6月議会を目標に作業を進めているわけでございます。なお、道路情報棟につきましては、真ん中の通路を挟んで右側にあるわけでございますが、これにつきましては、お手元の計画平面図の中に大型駐車場という印があるわけでございますが、この下にこの敷地の調整池の工事をいたすわけでございますので、この調整池の工事が終わり次第、この道路情報棟については発注していきたいというような計画をいたしておるわけでございます。

そして、今、計画平面図の中で、関電の鉄塔がここにあるわけなんですけども、鉄塔の西からが、南阪奈に上がるオンランプをその他関連事業として計画いたしております。これにつきましては、今現在、奈良国道事務所、そしてネクスコ西日本と設計に向けての協議を行っているわけでございます。

そして、1枚めくっていただきますと、この区域の地籍図を添付させていただいております。これは前回の協議会で岡本委員よりのご要望がありましたので、こういう形でお示しさせていただいております。そして、青で囲んでいる部分につきましては道路局より補助金をいただく部分ございまして、赤の部分については都市局からの補助事業分となっております。

あと1枚めくっていただきますと、道路の計画平面図、先日の常任委員会協議会で現地の方でこの図面をもとに説明させていただいたわけでございますが、これにつきましても、太田、県道の寺口・北花内の県道御所・香芝から交わる線から消防署までの間に退避レーンを1レーン設ける工事と、地元中戸大字の道路の関係上のこの県道に上がっていく道を示させていただいております。

以上、簡単ではございますが、前回の常任委員会からの進捗状況でございます。

あと、続きまして、ソフト面の事業の進捗については河合部長の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**西井委員長** 河合部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部の河合でございます。よろしく願いいたします。

道の駅にかかわりますソフト部分の進捗状況の報告でございます。

株式会社道の駅かつらぎに係る運営計画及び収支計画についてでございますけども、運営

計画につきましては12月の常任委員会でも報告いたしましたように、内容等につきましては現在も確定には至っておりませんが、おおむね協議が整っている状況でございます。収支計画についてでございますけども、これにつきましては先般の役員会におきまして協議をされておきまして、売上高の想定や試算、それから要員、人件費の計画、中期の収支計画について協議をされておるところでございます。引き続き、早期に運営計画と収支計画についてまとめられる予定となっております。

それから、運営会社の設立の時期についてでございますけども、一応平成27年4月から5月の初旬ごろをめどに成立したいという意向がございます。それに向けて、会社の定款の決定について、今現在協議をされている状況でございます。また、それにかかわります会社の事務所の設置についてもあわせて協議され、場所の選定に当たられている状況となっております。

それと、出荷者の登録あるいはテナントの募集に係る件についてでございます。この分につきましては、現在それにかかわります募集要項の策定作業に当たられているわけございまして、募集の時期につきましても、会社の設立の状況を見ながら、募集のタイミングにつきまして現在協議中となっております。

以上がソフト部分にかかわる進捗状況でございます。以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたこのことについて、何か質問などはございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長から説明していただきました。地籍図を出していただいたわけでございます。ここで今言っている地域振興棟、それから道路部分の駐車場を青で囲んでくれているが、契約するとき、例えばここに私の土地があるとしたときに、1筆で契約しておられると思うんですね。それとも、その道路部分と都市再生部分と別々に契約されているのか。その辺はどういうふうな契約方法でされているのかお聞きしたいというふうに思います。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** ただいまのご質問でございます。当然、道路局部分と都市局部分の中で筆数が分かれているのが数筆あるわけございまして、契約につきましては1つの契約をさせていただきまして、補助金の関係については、都市局、道路局で補助金の分につきまして55%と40%の壁がございますので、その中で対象とする平方メートル数に応じて案分しているということでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** この間から白石議員が聞いている税の関係ですけども、1つは道路法、1つは都市公園法と我々は聞いていたわけやけども、部長が変わられてから都市再生整備特別措置法で事業をやっていくということやけど、税の方は当然課税の免除というのか、そういうふうな部分で金額が変わってくると思うやけども、その辺のやり方はどういうふうになっているんですか。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 税の関係でございますが、社会資本総合整備交付金事業、道の駅事業という中で、道路法と都市公園法という形の中で、以前から申し上げていますように、都市再生整備計画を添付いたしまして税務署との協議を行っているわけでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** ということは、今、部長の話を聞いていると、我々が心配しているようではなく、税は、道路法でいこうが都市再生でいこうが、社会資本整備事業を実施している以上は全く一緒ですよ、こういう解釈ですか。今の説明を聞いていたら、そういう解釈をしなくては仕方ないということやな。我々がちょっと勘違いしているのかわからないけども、例えば道路法、もちろん社会資本総合整備というのは事業名であって、税法とは違うと我々は思っているわけです。ですから、道路法の場合はわかりますよ、第34条かな。都市再生になってきたら第32条になると違うかなということの質問をされていたように私は思っています。間違っているのだったら言ってくれたらいいと思いますけどね。だけど、今、部長の話を聞いていたら、社会資本整備事業特別措置法で基本的にやっているから一緒ですよというふうに私はとったわけやけども、その辺はどうですか。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 租税特別措置法の第34条と第32条の差があるわけでございまして、その中で、あくまでも税務署協議につきましては、道の駅事業として道路法、都市公園法で協議を行っているわけでございます。その中で当然、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画も添付いたしまして、その中での協議を行っておりますので、税務署の判断としてこれを認められたというような解釈をしているわけでございます。

以上です。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** もう一回だけ聞いておこうかな。今の部長の話であつたら、社会資本整備事業特別措置法に基づいた事業やということやから、税務署、税の方では第34条には該当しますよと。ただ、補助の手法として、道路局部分の補助と都市再生の事業の補助と分けてやっている、という解釈をしておいたらいいわけやな。

**西井委員長** 生野部長。

**生野都市整備部長** 道路法の分につきましては、道路附属施設道の駅ということで、この都市再生の中での関連事業ということでございます。その中で、基幹事業につきましては、今現在ご質問の件だというように解釈するわけでございますが、これにつきましては、観光交流センターなり、まちおこしセンターなり、広場部分につきましては当然都市再生の事業でございます。その中で、都市公園法という形につきましては、一部都市公園として管理する部分もあるわけでございまして、その部分について都市公園法という形の中で協議を行っておるわけでございまして、以前から申し上げていますように、地域振興棟の西側部分につきましては、葛城市の都市公園条例に条例化していくというようなことでございます。

以上です。

**西井委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、現在の事業の進捗状況などについて理事者より報告をお願いいたします。

生野部長。

**生野都市整備部長** お手元に配付いたしております一番最後の図面を見ていただきたいと思います。

これにつきましては、平成27年2月20日時点の契約済みの箇所を示させていただいております。これにつきましては、平成27年2月20日時点の契約済みの箇所を示させていただいております。これにつきましては、平成27年2月20日時点の契約済みの箇所を示させていただいております。これにつきましては、平成27年2月20日時点の契約済みの箇所を示させていただいております。

続きまして、一番右端の⑰でございますが、この⑰につきましては、尺土ふれあい広場の北側になるわけですが、⑦-2と書いているところですが、この土地に代替地が決定いたしております。今現在、病院予定用地という中で看板を立てていただいております。これにつきましては、平成27年度の予算が成立後、早期に契約するという予定をいたしております。

そして、その隣の⑮、⑯、そして真ん中の⑨につきましては、以前よりご説明申し上げておと思うんですけども、八川地区の方で代替地を公社の方で先行取得いたしまして、今現在、開発の協議を県の方と行っておるわけでございます。開発協議が終わり次第、造成工事等を行いまして、以前、下八のところは何軒か移ってもらっておるわけでございますが、そのような同じ手法で移っていただくということになるかと思っております。

あと、残っております①、②につきましては、鋭意、今、用地交渉を行っておるわけでございます。③につきましては、全ての方の契約が終わり、工事着手前には必ず契約するという固い約束を取りつけておりますので、契約ができるという予定をいたしております。

なお、前回の協議会でもご質問が出たかと思うんですけども、今、この分につきましては、事前協議の申請を目指して協議を行っておるわけでございます。平成27年度の予算につきましても、引き続きこの事業に関する事業認可を取得いたしまして、ある一定の時期にそういう判断をしていくというように予定をいたしております。

以上でございます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問などはございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、部長から⑮、⑨、八川地区の方で代替地という話があって、前回の委員会でちょっと聞きかけたわけやけど、八川で建設課が道路工事していると。その場所とは違うわけ。ま

た委員長が怒るけど、あの工事は道路工事か、工事をやっていたのは。八川地区は八川地区やけども、この今説明してくれたところは、これは全然別のところに移るといわけ。そういうことでいいわけ。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 本調査案件の尺土駅前に関することのみを回答させていただきたいと思います。

⑮と⑯と⑨でございまして、これにつきましては、この葛下川から西の方に行きますと、左側にマンションがあるかと思ひます。そのマンションの2枚東側の農地でございまして。水路沿いの土地になるわけなんですけども、そこを今、開発に向けての申請中でございまして。先ほども申しましたように、開発許可後に造成工事を行ひまして、この3軒の方々の代替地ということになっているわけでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市で造成をして、そして変わってもらひ、そういう解釈でいいわけ。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 以前も西忠木材跡で、市の方といひますか公社の方で工事を行ひまして、土地のほかにその工事費をプラスいたしまして、移転いただく方にご購入をいただくということでございます。

西井委員長 ほかに質問などはございせんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件についても本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても理事者より報告をお願いします。

吉村部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

ただいまの調査案件の行財政改革に関する事項についてでございますが、この件につきましては、12月までは新市建設計画事業の変更についてという案件になっておりまして、この案件につきましては12月で議決いただいております、現在のところ案件はございせん。

以上でございます。

西井委員長 このことにつきましては、報告事項は持っていないとのことですので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきましても理事者より報告願ひます。

吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

公共バスの運行についての調査案件でございます。一昨年、奈良交通路線バスの経常赤字が続く路線につきまして、奈良県地域交通改善協議会におきまして、存廃、維持確保の方策

について協議されておりました。この中で、本市におきましても、この方策に対応するために、平成26年4月30日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を設置いたしました。特に、奈良交通の運行する大和高田駅から忍海駅までの当麻・新庄線につきましても、関係の自治体との協議が整わず廃止に至ったところでございますが、この路線の代替手段を含めた葛城市生活交通ネットワークの計画を定め、運営は今年中がめどでございますが、奈良交通には運行を開始するまでの多大なる協力を得ながら、公共バスとして運行しているところでございます。

現在、法定協議会では、葛城市生活交通ネットワーク基本計画の策定に向けまして協議を重ねているところでございますが、昨年の12月にはアンケート調査を実施いたしまして、本年1月にはアンケート調査結果の概要について協議していただき、2月には現状の課題、問題点を踏まえ、今後の公共交通の基本方針が出されました。

それでは、この後、企画政策課長の方から、アンケート調査結果の概要と今後の方針、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 企画政策課の米井でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元の資料1から3をご参照ください。

まず、資料1のアンケート調査についてのポイントでございます。平成26年12月に、3,000世帯を対象といたしまして、公共交通に関するアンケートを実施いたしました。調査項目につきましては、設問1から設問7まであり、記載のと通りの項目でございます。

2ページをお開きください。調査結果の概要といたしましては、配布数3,000通、回収数949通で、回収率31.6%でございます。回答者数は1,845人の方から頂戴いたしました。性別につきましては、51%が女性でございます。年齢につきましては、60歳以上が52%であり、高齢者の回答が半数を占めております。

3ページをお開きください。ふだんの生活での外出についてお聞きすると、1番目、2番目、3番目によく出かける主な目的につきまして、それぞれの目的の場所、頻度、移動手段を質問いたしました。出かける際の主な目的は、「買い物」が37%と最も多く、次いで「通勤・通院」でございます。目的地の場所は、48%が「葛城市内」、47%が「市外」でございます。

4ページをお開きください。出かける頻度は、「毎日」が30%と最も多く、次いで「週4日から5日程度」は28%であり、「週2回から3回程度」が23%でございます。これを合計いたしますと、81%の方が出かけられていることとなります。目的地までの移動手段は、全ての回答では「自動車」が57%と他に比べて非常に多く、また、70代以上の高齢者の方で集計した結果、全ての回答者に比べ「自動車」の回答割合が減少し、「家族の送迎」等、他の手段の割合がふえたことが伺えます。

5ページをお開きください。市内の公共交通の充実については、「余り充実していない」が44%と最も多く、「全く充実していない」と合わせると、55%と過半数を占めています。外出したいときの公共交通の不便度は、「とても不便に思う」「不便に思う」を合わせると

44%の方が不便と感じておられます。

6ページをお開きください。不便と思うときの代替手段としては、「自分で車を運転する」が58%と最も多く、次いで、「家族に車で送迎」でございました。路線バスの利用状況は、「利用しない」が67%と最も多く、「ほとんど利用しない」の21%と合わせますと、約9割が路線バスを利用していない状況でございます。

7ページをお開きください。路線バスを利用する理由としては、「行きたい場所まで行ける」が62%と最も多く、次いで、「他に移動手段がないから」が48%、「自宅からバス停まで近い」が44%、との理由が多くなっております。逆に、路線バスを利用しない理由といたしましては、「他に利用手段があるから」が70%と最も多く、次いで、「行きたい場所まで行けない」が33%、「乗りたい時間帯のバスがない」が29%、「バスの便数が少ない」が29%でございます。

8ページをお開きください。コミュニティバスの利用状況は、「利用しない」が76%と最も多く、「ほとんど利用しない」の13%と合わせると、約9割がコミュニティバスを利用しない状況でございます。上記の質問で、「よく利用する」と「たまに利用する」と回答した方のうち、利用しているコミュニティバスは、「ゆうあいバス」が45%と最も多く、次いで、「葛城号」でございます。

9ページをお開きください。コミュニティバスを利用する理由といたしましては、「行きたい場所まで行ける」が59%と最も多く、次いで、「自宅からバス停まで近い」が47%、「他に移動手段がないから」が33%、「運賃が安いから」が32%、との理由が多い。逆に、コミュニティバスを利用しない理由といたしましては、「他に移動手段があるから」が73%と最も多く、次いで、「行きたい場所まで行けない」が32%、「乗りたい時間帯のバスがない」が24%、「バスの便数が少ない」が24%でございました。

10ページをお開きください。コミュニティバスの改善案としては、「特にない」が50%と最も多く、次いで、「バスの運行本数をふやす」が21%、「バス停をふやす」が14%、「バスの運行ルートを変える」が14%、との意見が多い。コミュニティバスの改善後については、コミュニティバスが利用しやすくなったならバスを使って行きたい場所について、1番目、2番目、それぞれ目的、行き先、利用頻度、移動手段を質問いたしました。ここでは1番目に行きたい場所について集計いたしました。コミュニティバスを利用して行きたい場所は、「市内の商業施設」、これはスーパー等でございますが、8%。「市外の商業施設」が7%、「市内の鉄道駅」が7%と、買い物先と駅の意見が多い。

11ページをお開きください。コミュニティバスが改善された場合の利用頻度は、「月数回程度」が14%と最も多く、次いで、「週2回から3回程度」及び「週1回程度」が10%でございます。コミュニティバスを利用する時間帯は、「10時から14時」が23%と最も多く、次いで、「8時から10時」となっており、午前中を中心とした昼間の時間帯が多いことが伺えます。

12ページをお開きください。今後の公共交通についての設問では、コミュニティバスの無料運行につきましては、「有料化して運行を続行する」が42%と最も多かったです。なお、「無料

のまま運行する」は23%でございます。有料化する場合の料金の設問では、「有料化して運行を続行する」と回答した方のうち、「100円」と回答した方は約6割、「200円」と回答した方は約3割でございます。

13ページをお開きください。公共交通への市の費用負担に対しては、「利用者をふやすことなどにより市の費用負担を減らし、運行を続行する」が26%と最も多くございました。一方、「市が費用負担をしてまで運行を継続する必要はない」は14%でございます。公共交通の今後の利用意向に対しては、「現在は利用していないが将来は利用したいと思う」が37%と最も多くございました。「現在も利用しており将来も利用すると思う」を合わせると、約4割の方が将来利用すると思うの回答でございました。

以上のとおりのアンケートの結果をご報告させていただきます。

続きまして、資料2でございます。先日開催されました葛城市地域公共交通活性化協議会では、今後の公共交通に関する方針といたしまして、葛城市の公共交通の課題を踏まえまして、(1)から(3)の3点について確認されました。

まず、(1)といたしまして、ルートが重複しているコミュニティバス路線を効率化する。葛城号と当麻・新庄線は重複区間が長く、お互いのバス停も近い場所にあります。また、アンケートでは、「利用者増加等で市の費用負担を減らし、運行を続行する」が3割と最も多く、市民は費用負担を減らすことを要望している状況でございます。以上のことから、ルートが重複している葛城号と当麻・新庄線を統合して、その他のコミュニティバス路線の市内全域の効率化を図る。統合した場合の利用者に対する影響を緩和し、コミュニティバスルートの変更やデマンド交通の導入などの方法で市民の公共交通サービスを確保する。

次に、(2)といたしまして、市民のニーズを踏まえた公共交通サービスを確保する。アンケートで、市民の出かける目的としては「買い物」が最も多い状況でございます。市民の現在の出かける主な目的は、「買い物」が37%と最も多く、改善後にコミバスで行きたい目的地につきましては、市内及び市外のスーパーの要望が多い。しかし、コミュニティバスのバス停は主に公共施設の近くにあり、商業施設前には少ない状況でございます。以上のことから、買い物に行きたいニーズを踏まえまして、コミュニティバスのルート変更やデマンド交通の導入などの方法を検討する。

次に、(3)といたしまして、受益者負担の考えのもと、公共交通サービスを有料化の方向で見直す。アンケートで、「コミュニティバスを有料化して運行を継続する」意見は約4割と最も多かった。また、アンケートでは、「利用者増加等で市の費用負担を減らし、運行を続行する」が3割と最も多く、市民が市の費用負担を減らすことも要望している現状があります。以上のことから、受益者負担の考えのもと、公共交通サービスの有料化の方向で見直す。

以上の3点が示されました。

続きまして、資料3でございます。葛城市地域公共交通活性化協議会の今後のスケジュールでございます。11月に第4回の葛城市地域公共交通活性化協議会を開催いたしまして、アンケート調査の件につきましてご協議いただきました。12月にアンケートを実施し、1月27



日の第5回協議会では、現状把握と住民アンケート調査結果についてご協議いただきました。2月27日の第6回の協議会では、問題、課題、目標、対策、手法についてご協議いただきました。次回、3月ごろ、第7回の協議会を開催し、生活交通ネットワーク計画基本計画及び次年度の実施計画に向けてのスケジュールにつきましてご協議をお願いする予定でございます。

以上のとおりです。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問などはございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** アンケート結果を踏まえて今後の方針ということで資料にも書いていただいているんですけども、まず確認させていただきたいのが、今現在コミュニティバスというのがありますよね。それで、奈良交通がお持ちの路線バスを便宜上、今使っている。だから、まず葛城号というのが1つあるんですよね。

それともう一つ、今は、年度末ぐらいまでかな、奈良交通に減数しながら走っていただいている。それともう一つ、ゆうあいのバスを使っていますね。それと、こっち側はミニバンやったかな、旧新庄エリアの方で回っていただいている。だから、1つ、2つ、3つ、4つあるんですね。そのまず統合というのは、何と何を統合されるのか。ここに書いている方針というのは、何と何と何が残るという方針なのか。その辺だけまず確認しておきたい。

**西井委員長** 米井課長。

**米井企画政策課長** 現在、ご指摘のとおり、ゆうあいバス、ミニバス、葛城号、当麻・新庄線の4路線が走っております。今、方針で申し上げましたのは、葛城号と当麻・新庄線を、効率化を図って一本化したいということでございます。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** そうすると、葛城号と、奈良交通に運行してもらっているものを1つ統合すると。それと、ゆうあいはゆうあいでもたあると。それで、こっち側はまたミニバスがあるわけですね。だから3つに統合しますよという方針ですね。

これからは僕の意見ですけども、3つじゃなくて1つでいいのと違いますか。種類が幾つもあるというのは非常に効率が悪いんですよ。それで、このアンケートを見ていると、もう明らかな傾向が出ているんですよ。行きたいところに行きたい時間に行きたいという傾向が出ているわけで、じゃ、それに沿ったものだけ選択して残したらいいのと違いますか。だから、あえて今現状あるやつを、4つのやつを3つにしてやる必要はなくて、新しいものを1つつくったらいいんですよ。僕はそう思いますけどね。葛城市の公共交通としてどういう姿を持つのかというのが1つあったらいいのと違うかなと思いますわ。

幸いにしてと言ったらあれやけど、これはまあ不幸にしてなんですけども、奈良交通のバス停がなくなるわけですよ。そうすると自由に路線を使えるんですよ。当初、奈良交通が走っているから制約があったわけですよ。行けるところにも制約があるし、バス停をつくる場所にも制約があるしね。その制約の中で、あの当時、合併した当初は、公共施設同士

を結ぶバスしかとれなかったというのが実情なんです。バス路線がなければ好きなところでとめられたんやけども、あの当時では公共施設間しか運行できないという、そういう路線しかとれなかったから、そういう形の葛城号の導入をしたんですよね。それで、3つも要りますか。本当に1つあったらいいわけで。例えばの話ですよ、デマンドも次に書いてあるから触れますけども、デマンド交通を今度併用してやる方向で検討したいみたいな話ですよ。そうすると、今度また4つになるわけです。そやから、例えばの話、デマンド交通やったらデマンド交通1つに絞る考え方、コミュニティバスやったら、例えばもうミニバスぐらいのバスにして市内中走り回る考え方、それだけあったら僕は十分と違うかなと。あえて3つに分ける必要は全くない。

3つにするということは、その部署部署で3つの経費がかかるということなんです。僕らは物流にかかわっているから、例えば、規格が3つあったら常に3種類の在庫を持たないといけません。経費の考え方というのはそういうことなんです。1規格やったら1つの在庫で済むわけです。それが、規格がふえるたびに在庫の種類がふえるから、当然経費もかかるんですよ。そやから、葛城市に向く1つの手段だけを選択して、そのための資本投下といえますか、その構造をつくってしまう、そうするのが一番コストが少なく済むということやと僕は思いますけどね。ミニバスで行くんだったらミニバスで、今言っている、例えばスーパーマーケットやとか病院やとか駅やとか、その路線を1つの交通形態として持つ。もし、それではなくてももうデマンドでいいねんというのであれば、そのデマンド交通の1つの交通網手段を持つ。僕はそれだけで十分やと思いますけどね。あえて何種類も持つ必要はない。持つことによって不便さというのは逆に出るわけだね。乗り継ぎはしないといけないとか、時間的な組み合わせはどうしないといけないとか、そういうことが出るわけやから。今後の方針という中で僕が疑問に感じるのはそういうことなんです。

どれが葛城市3万7,000人、今の規模で3万7,040人と出ているのかな、にとって一番いい交通手段なのか。もしくはこれを5年後、10年後、人口構成をどう考えるかによって変わってくるんやけども、それを見越してどの形態の公共交通としての手段を持つか、僕はその議論に踏み込むべきやと思いますけどね。この見解の答えはいただけないけども、意見というか、僕は提案しておきたい。それがこれからの葛城市にとってベストな公共交通と違うかなと。このアンケートも今後の方針も見させていただいた中でそう思うから、あえて踏み込んで言うんですけどね。こんな返答してもらえるのかな。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 過去3回の協議会と、内部でも種々検討した結果、今示させていただいたように、一定の方向性が見出せてきております。今、阿古委員がご提案いただいた議論につきましても、内部で十分で議論させていただいております。この中で一番問題になりますのは何かと言いますと、今はやはりコミュニティバスということで、各それぞれの公共機関を巡回するだけの無料のバスが走っております。しかし、一部ではもう奈良交通が廃止されました今までのを継続する形で有料のバスも走っているのが事実でございます。これを1つに統合するということは、これも含めて現在検討しております。しかし統合したら、今、公共バスの走って

いない時間帯だけが両端にずれる。それをどういう形でフォローしていくかという問題と、それから、一番大きな問題は財源なんですね。その財源をどこに求めるか。アンケートでは、有料にして、できるだけ市の負担を軽減するような方向で検討せよという方向性も示されております。したがって、国、県のいろんな助成制度を今検討しながら、1つの方向性といたしましては有料バスということになりますと、今の運営形態を直営でやるということが非常に困難になってくる。そしたら委託にという話になってきた場合につきましては、今、阿古委員がおっしゃっているように、1つのバス系統としての委託先ということも検討に視野に入れなければいけないという思いもしております。

また、デマンドタクシーという部分につきましては、それはそれとして、今、公共交通ができない部分を補完する意味を持ちまして、2系統に絞っていくのがベストではないかというふうな思いもしております。まだしばらく、目標としておりますのは、平成27年10月ないし12月をめどに新交通システムを皆さん方にお示しし、受容いただけるような体制をとりまして、鋭意、ただいまいただきました意見も参考に検討を重ねてまいりまして、周知期間等を含めまして、議員の皆さんにも再度、機会あるごとに進捗状況等ご審議いただく手はずになっておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

**西井委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 言っていることが伝わっていない部分もあるのかなとは思ったりけども、今現状のものをとりあえず利用して変えましょうかというのが実はこの案かなという感じで見ているんですよ。今ある例えばゆうあいバスもそのまま使うわけでしょう。それからミニバスを使うわけでしょう。それで、今言っている葛城号と奈良交通のやっていく路線を1つに統合して、その3つをとりあえずはうまく連携させてという表現の仕方と違うのかな。僕が言っているのは、もうそんな3つをどうのこうのというのではなくて、1つきれいに、そんな大型バスを今走らせる必要はないわけやから、葛城市の規模からいったら、もう本当に小さいミニバンでもいいわけですよ。そやから、そういうふうなものを1つのものとしてやるのも1つの方法やし、例えば、またデマンド方式だけにするのやったら、デマンドだけでやるのも1つの方法やし。そういう大きな例えば1つの、葛城市のこういう公共交通で行きますという姿を僕は持ってきてしかるべきかなという気がするわけね。

それで、今の話だと、この3系統をうまくつなぐんやろうけども、違うんやったらまた後で説明を聞きますわ。これを見るとそう見えるからね。僕は、市民の方はデマンドが本当が一番喜ぶかなと思いますわ。思いますけど、1つだけ気をつけていただきたいのは、民間のタクシー会社やとか、それを経営の拠点として会社を運営しているところが葛城市内に幾つかありますわ。だから、民間を圧迫しないような形の交通機関の持っていく方というのは、デマンドを導入するときには考慮するべきやと思います。片方は税金を使ってやるわけでしょう。片方は生活をかけてやっているわけやからね。それで、デマンド交通、幾つかの自治体に研修に行ったら、そういうのを導入しているところはありますから、見ますと、タクシー会社を実はそういう受け口としてやっているのはその理由ですよ。タクシー会社が配送か

ら全部段取りしますよと。その電話の受け付けから、配送から、手配やりますよというの  
は、1つは民間を圧迫しないということです。それがためにそういう組織を利用して、そ  
ういうデマンド交通網をつくっている。その辺で、税金で民間会社をつぶすようなことはし  
ないよう考慮されているのかなと思います。だから、もしそういうふうなことを導入され  
るに当たっては、そういうことも大きな大切なこととして考慮していただきたいと思いま  
す。

**西井委員長** 副市長。

**杉岡副市長** 今おっしゃっていることも十分議論させていただいております。阿古委員は、これは今  
までの部分をそのまま継続として受け取っていただけるとい、そういう部分じゃなしに、  
まさにおっしゃっているように、3種類のバスを1本にまとめて運行する公共バスとしての  
あり方、それから、新しくそれを補完する形でデマンドタクシー、デマンドバスを投入する  
方法を、今あわせて検討しておるところでございます。もちろん、おっしゃっていますよう  
に、市内の民間企業を圧迫する形じゃなしに、それができるだけ参加しやすい形で現在も事  
情聴取をさせていただいている。これも今現状で進めておるところでございます。まだ結論  
には至っておりませんが、今現在検討中のところにつきましては、ただいま説明させていた  
だいたところでご理解いただけたらなと思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。

地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項に  
ついて、行財政改革に関する事項について及び公共バスの運行については、事業の進捗に伴  
い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対してそれぞれ閉会中の継続審  
査の申し入れをいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西井委員長** ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新道の駅建設事業」について、尺  
土駅前周辺整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について及び公共バス  
の運行については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項はすべて終了いたしました。

ここで、委員外議員の発言の申し出があれば許可いたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、朝9時半より長らくの時間、慎重審議していただきまして、まことにありがとうございます。  
ございます。

これもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時20分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 西 井 覚